有機農産物の表示概要

有機農産物のJAS規格制度について

有機農産物とは

①種播き又は植え付け前2年以上、禁止されている農薬や化学肥料を使用しない田畑で生産。
②遺伝子組換え由来の種苗を使用しない。
③原則として農薬･化学肥料を使用しないで栽培を行う等、地域環境への負担をできる限り軽減した栽培で生産した食品。

有機農産物のJAS規格制定の経緯

有機農産物の表示については、平成4年に制定された「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」によりその適正化が図られてきました。しかし、ガイドラインは法的強制力を持たないことから、ニセ有機農産物や有機肥料だけで栽培したものを有機農産物としたり、不適切な表示をしたものが横行する等の混乱があり、これを放置しては、一般消費者の商品選択に著しい障害が生じるおそれがありました。
このため、平成11年にJAS法を改正し、名称の適正化を図る新たな仕組みとして、その検査制度を整備するとともに、これらの農産物を表示規制の係る指定の農林物資に指定することにより、有機食品に関する表示の適正化を図ることになりました。
これによって、JAS規格に適合した農産物でなければ、「有機○○」、「オーガニック○○」等の表示ができなくなりました。
制定に当たっては、国際食品規格委員会（コーデックス委員会）の総会で採択された「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠して定められました。

有機農産物のJAS規格制度の概要

有機農産物の名称の使用に関しては、ほ場の条件、肥培管理、種苗、防除法等、特別な生産方法で栽培された農産物のみにJASマークの表示を付すことができます。
このため、有機農産物を生産しようとする場合には、あらかじめ「登録認定機関」から認定を受けた上で、JAS規格の格付けを行います。
なお、流通段階において、小分け（箱詰めのものを小袋に詰め替える。）が行われ、有機農産物として流通させるために小分け業者にも認定制度が、又、輸入業者にも認定制度があります。

※「登録認定機関」:農林水産大臣から登録を受け、「JAS法に基づくJAS規格に適合した生産が可能か否かを検査する業務」を適切に実施できる機関。

有機農産物の名称の表示方法は?

名称の表示方法は「有機農産物」、「有機○○」、「オーガニック○○」等と表示します。
「○○」の部分にはその一般的な農産物の名称を記載します。
なお、平成13年4月から、「有機JASマーク」が付されていない農産物には、「有機○○」、「オーガニック○○」等の表示ができなくなりました。

登録認定機関

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の改正ポイント

特別栽培農産物とは

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは、地域で一般的に使われる節減対象農薬と化学肥料の使用をそれぞれ半分以下にして栽培された農産物を対象とし、「無農薬」、「無化学肥料」等の表示は、優良誤認を招くことから、表示禁止事項としています。本ガイドラインは、平成19年3月23日に改正され、平成19年4月から出荷される農産物の表示に適用されています。

なお、改正前のガイドラインによる表示も可能ですが、改正ガイドラインでの表示に早くきりかえることが必要です。

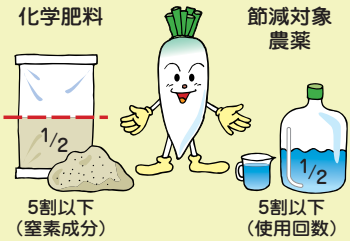

節減対象農薬の定義を規定

「節減対象農薬」とは、従前の「化学合成農薬」から「有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬」を除外したものと定義しています。

具体的には、有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬は節減対象（化学合成農薬の使用回数のカウント）から除外しました。

名称について

「特別栽培農産物」と一括りの名称で表示。

		節減対象農薬		
		不　使　用	5割以下に削減	慣行レベル
化学合成肥料	不　使　用	特別栽培農産物		適用の範囲外
	5割以下に削減			適用の範囲外
	慣行レベル	適用の範囲外	適用の範囲外	適用の範囲外

情報提供方法（節減対象農薬の使用状況について）

節減対象農薬の使用状況の表示が容器、包装又は票片に表示できない場合は、インターネットなどで情報提供することとし、情報の入手方法が表示されていれば良いこととしました。

表示例

容器・包装又は票片に表示できない場合

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

節減対象農薬：○○地域比7割減
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用
栽培責任者：○○○○
住所：○○県○○町△△
連絡先：TEL□□-□□-□□
確認責任者：△△△△
住所：○○県○○町◇◇
連絡先：TEL□□-□□-▽▽

（農薬等使用状況）
http://www.tokusai.…jp/

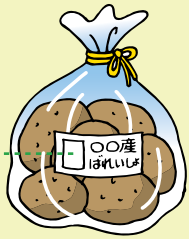

インターネットで情報入手

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用　途	使用回数
○○○	殺　菌	1回
□□□	殺　虫	2回
△△△	除　草	1回

注：使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

有機農産物のJAS規格のQ&A

Q 登録認定機関が独自の有機の基準を持ち、その基準に基づく認証活動を行うことは可能ですか。

A 登録認定機関は、有機農産物に係る生産行程管理者の認定の技術的基準等(以下「認定の技術的基準」という。)に基づいて事業者の認定を行いますが、それに加えて独自の基準を設けて別途認証することも可能です。この場合、認定の技術的基準に付加的な要件を加えた基準によって独自の認証を行う場合も考えられますが、JAS法に基づく認定はあくまでも認定の技術的基準の各要件に適合していることの認定であり、認定の技術的基準とは異なる当該登録認定機関独自の基準へ適合することの認証をもって、JAS法上の認定に代えることはできません。
なお、認定の技術的基準に基づく認定を独自の基準の認証と同時に行うことは可能です。

Q 生産行程管理担当者と格付担当者の兼務は可能ですか。

A それぞれの業務を適正に実施するためには、生産行程管理担当者と格付担当者は別の者であることが望ましいのですが、認定を受けるほ場の数が少なかったり、面積が小さい等、同一人で両業務を行うことが可能であると登録認定機関が認めた場合にあっては、生産行程管理担当者と格付担当者を兼務することが可能です。

Q 認定されたほ場について有効期間はありますか。

A 一度認定を受けると、取り消しを受けない限り有効です。ただし、認定後は1年に1回以上登録認定機関による調査を受けることになります。

Q 同一ほ場で1年間に3～4作する場合、1作ごとに認定申請が必要ですか。

A 認定はほ場ごとに行われることから、一度認定を受ければ1年間に何作してもかまいません。

Q 水耕栽培、ロックウール栽培、ポット栽培で栽培した農産物は規格の適用の対象となりますか。

A 有機農産物の日本農林規格は、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させることを生産の原則として定められていることから、水耕栽培及びロックウール栽培の農産物は規格に適合しません。したがって、有機JASマークを付すことはできませんし、指定農林物資に該当するため有機の表示もできません。
ただし、ポット栽培には、認定を受けた自らのほ場において土作りが行われた土壌を活用し、その認定を受けたほ場で栽培するのであれば適用の対象となります。

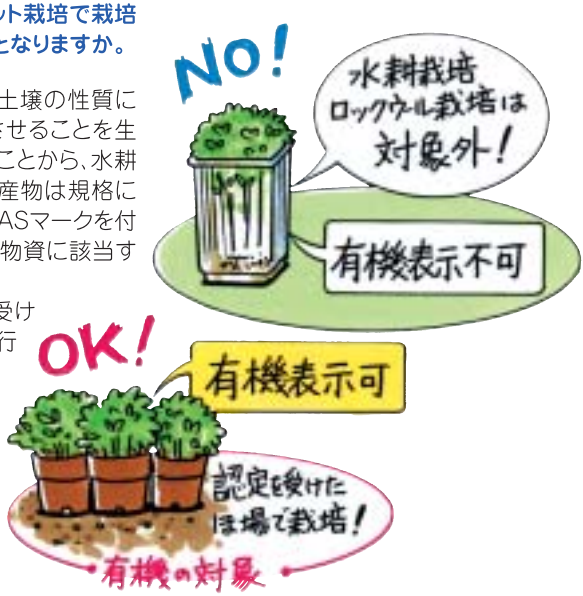

Q スーパーマーケットのバックヤードで有機農産物を小分けし、小分け後の商品に有機農産物であることを表示するためにはどうすればよいですか。

A 小分けした有機農産物の容器･包装上に「有機」、「オーガニック」等と表示したいという場合には、小分けした有機農産物又は容器･包装上に新たに有機JASマークを付す必要があり、認定小分け業者になって頂く必要があります。

認定小分け業者とは、小分けした物資にJASマークを再び貼付する者をいいます。

なお、小分けした袋に「有機」表示や有機JASマークを付さない場合（例えば、店頭において、消費者が指定した有機JASマークが表示されている玄米を精米にして販売する場合等）は、認定小分け業者になる必要はありません。

Q 外国語で「有機」の言葉が付してある輸入農産物等を販売する場合、どのような点に気をつける必要がありますか。

A 輸入農産物等に英語で「Organic」や「ORGANIC」と表示されている場合は、有機農産物の日本農林規格第5条及び有機農産物加工食品の日本農林規格第5条に規定する「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」と紛らわしくなりますので、認定輸入業者となって有機JASマークを付することが必要です。それ以外の外国語についても、「有機」「オーガニック」の商品であると消費者の商品選択を誤らせるような表示も同様に取り扱います。

また、輸入した農産物等に有機JASマークが貼付されていないのに、日本語で「有機」等の表示をして販売することはできません。

Q 「有機無農薬トマト」と表示することはできますか。

A 「無農薬」の表示は残留農薬がないことと誤解する等、消費者が優良誤認を起こしやすいことが指摘されています。このため、平成15年5月に改正された特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにおいて「無農薬」の表示を表示禁止事項としました。よって、「有機無農薬」という表示は好ましくありません。

なお、有機農産物の名称の表示を行う場合にはついては、規格に規定された方法により表示しなければならないため、「有機無農薬トマト」の表示はできません。

Q 「有機米」、「有機栽培米」という表示は玄米及び精米品質表示基準の表示に適合しているのですか。

A 有機農産物の日本農林規格に定めている有機農産物の名称の表示は「米（有機農産物）」「有機栽培米」、「米（オーガニック）」等と記載することとなっています。一方、玄米及び精米品質表示基準における名称の表示では、玄米にあっては「玄米」、もち精米にあっては「もち精米」、うるち精米にあっては「うるち精米」又は「精米」と記載することとなっています。

したがって、一括表示枠内の名称表示欄には「有機うるち精米」又は「有機精米」と表示し、一括表示枠外に商品名を表示する場合にあっては「有機米」、「有機栽培米」「米（オーガニック）」「有機精米」などの表示をすることができます。

Q 有機農産物の表示は名称だけでよいのですか。

A 有機農産物については、有機農産物の日本農林規格第5条に定める表示の方法に基づき、名称の表示を行うとともに、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項の規定により原産地の表示も必要となります。

各地方農政局・沖縄総合事務局

北海道農政事務所消費･安全部表示･規格課	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17-19-6	TEL:011-642-5461
東北農政局消費･安全部表示･規格課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	TEL:022-263-1111(代)
関東農政局消費･安全部表示･規格課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎第2号館	TEL:048-600-0600(代)
北陸農政局消費･安全部表示･規格課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	TEL:076-263-2161(代)
東海農政局消費･安全部表示･規格課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	TEL:052-201-7271(代)
近畿農政局消費･安全部表示･規格課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町	TEL:075-451-9161(代)
中国四国農政局消費･安全部表示･規格課	〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	TEL:086-224-4511(代)
九州農政局消費･安全部表示･規格課	〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	TEL:096-353-3561(代)
沖縄総合事務局農林水産部消費･安全課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	TEL:098-866-0031(代)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

農林水産消費安全技術センター札幌センター小樽事務所	〒047-0087 北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎	TEL:0134-33-5969
農林水産消費安全技術センター仙台センター	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	TEL:022-293-3931
農林水産消費安全技術センター本部	〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟	TEL:048-600-2366
農林水産消費安全技術センター本部横浜事務所	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	TEL:045-201-7433
農林水産消費安全技術センター名古屋センター	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館	TEL:052-232-2029
農林水産消費安全技術センター神戸センター	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1-3-7	TEL:078-304-7423
農林水産消費安全技術センター福岡センター門司事務所	〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	TEL:093-321-2663

品質表示基準についてのお問い合わせ

品質表示基準などに関する疑問点、ご相談がありましたら、下記までお問い合わせください。

〈農林水産省消費・安全局表示・規格課（食品表示・規格監視室）〉

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL:03-3502-8111(代) FAX:03-3502-0594

ホームページ http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html

(1) 加工食品品質表示基準について

上記アドレス（食品表示とJAS規格）食品表示⇒品質表示基準一覧⇒加工食品品質表示基準（PDF）

(2) わかりやすい加工食品表示方法等について

上記アドレス（食品表示とJAS規格）⇒Q&A･ガイドライン等⇒加工食品品質表示基準Q&A（わかりやすい表示等）（PDF）

(3) しいたけ品質表示基準について

上記アドレス（食品表示とJAS規格）食品表示⇒品質表示基準一覧⇒しいたけ品質表示基準（PDF）

(4) 遺伝子組換え食品品質表示基準について

上記アドレス（食品表示とJAS規格）食品表示⇒品質表示基準一覧⇒遺伝子組換え食品に関する品質表示基準（PDF）

流通業者のための

食品品質表示制度の手引とQ&A

平成20年度食品表示適正化対策委託事業

発　行：平成21年1月

発行者：財団法人 食品流通構造改善促進機構

東京都中央区新川2-16-10 アーバンステージ新川
TEL:03-5543-8023
FAX:03-5543-8027